

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人全国豆腐連合会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、伝統食品である豆腐油揚類製品及び同製造業の振興発展を図り、我が国の食文化の向上に資するとともに、国民食生活の改善・向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 豆腐油揚類製品及び同製造業に関する技術の伝承及び普及、調査研究、資料の収集及び展示、啓蒙普及資料等の刊行
- (2) 豆腐油揚類製品及び同製造業に関する講習会、講演会、品評会、展示会、競技会等の開催
- (3) 豆腐油揚類製造業に対する開業支援及び指導、教育
- (4) 豆腐油揚類製品及び同製造業に関する集会並びに連絡施設としての会館の設置及び運営
- (5) 豆腐油揚類製品に関する業界及び豆腐製造事業者相互の連絡及び福祉増進
- (6) その他本法人の目的達成のために必要な事業

2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表に掲げる財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備置きするとともに、定款を主たる事務所に備え置きするものとする。

第 4 章 評議員

(評議員)

第 9 条 この法人に評議員 5 名以上 7 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 10 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

(任期)

第 11 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第12条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事に対する報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選による。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他、法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した議長及び議長の指名する評議員2名が前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員、顧問及び相談役

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上7名以内
- (2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問及び相談役)

第27条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、学識経験のある者のうちから理事会に諮り、代表理事が委嘱する。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
(招 集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第31条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるときは、業務執行理事が議長の職務を代行する。

(決 議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第34条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解 散)

第35条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分)

第36条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

第37条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 会 員

(会 員)

第38条 この法人の目的、事業に賛同する団体、法人及び個人を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会及び評議員会の決議により、別に定める会員に関する規約による。

第10章 委員会

(委員会)

第39条 この法人に、代表理事の諮問機関として委員会を置くことができる。

第11章 事務局

(事務局)

第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び所要の職員は代表理事が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は代表理事が別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
土 地	181.81㎡ 東京都台東区上野1-16-12
建 物	1,086.45㎡ 東京都台東区上野1-16-12

(改正の経緯)

昭和30年	9月	5日	制定	
同	30年	10月21日	法人成立	
同	31年	5月30日	事務所移転	
同	32年	5月28日	理事11名を22名に改正	
同	33年	5月28日	理事会の招集と附則を改正	
同	44年	5月27日	理事を25名に増員	
平成11年	10月	7日	公益法人に対する指導監督の厳正化に伴い寄附行為を改正、員外監事の設置と評議員数が従来40名より理事と同数の26名とし、役員の従来4年の任期を2年に改正	
同	13年	5月13日	理事・評議員の定数をそれぞれ11名以上13名以内に減員	
同	23年	3月11日	定款制定	
同	24年	4月	1日	一般財団法人豆腐会館設立(3月21日認可、4月1日移行登記)
同	25年	2月27日	第1条(名称)のうち、「一般財団法人 豆腐会館」を「一般財団法人 全国豆腐連合会」に変更、(3月22日登記)及び第37条(会員)の第2項のうち、「理事会の決議」を「理事会及び評議員会の決議」に、「会員に関する規程」を「会員に関する規約」に改定	
同	25年	5月31日	第10章 委員会の設置	
同	26年	5月29日	理事、評議員定数を改訂(理事、評議員それぞれ3名以上5名以内を4名以上6名以内に変更)並びに顧問及び相談役の設置規定を新設	
同	27年	5月28日	理事、評議員定数を改訂(理事、評議員それぞれ4名以上6名以内を5名以上7名以内に変更)	